

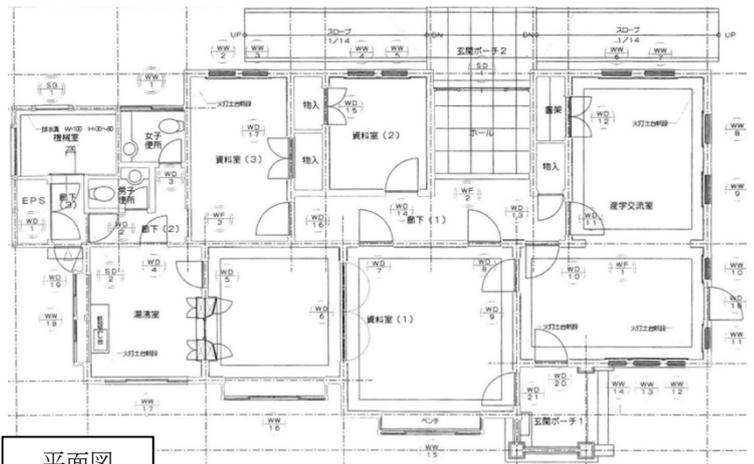
事例 5-1	九州大学西新外国人宿舍第 3 号棟	所在地	福岡県福岡市
条例の種類	福岡市文化財保護条例		
抵触事項	法第 24 条		
建物概要・活用方法等	昭和 2 年に建築された旧制福岡高等学校（現、九州大学）の外国人教師のための木造洋風宿舍である。大学内の施設整備にあわせて、用途変更に伴う模様替えを行った。		

1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要

条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置
法第 24 条	法第 22 条の指定区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造となっていない。	<p>全館禁煙。湯沸器を電磁器具化。消火器の適正配置。煙感知器を設置。</p> <p>隣地境界内側に常緑樹の植樹。他の敷地内建物は防火構造。</p>



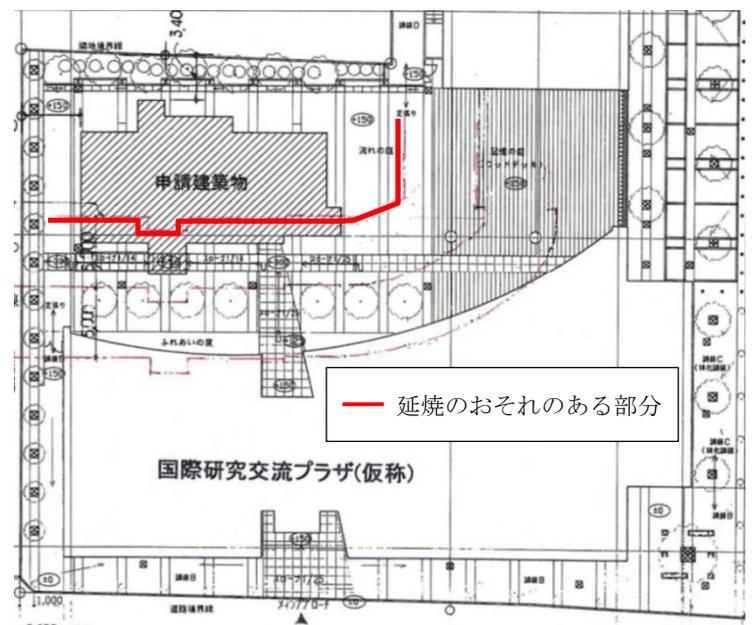
北東面外観（玄関ポーチ・スロープ）



平面図



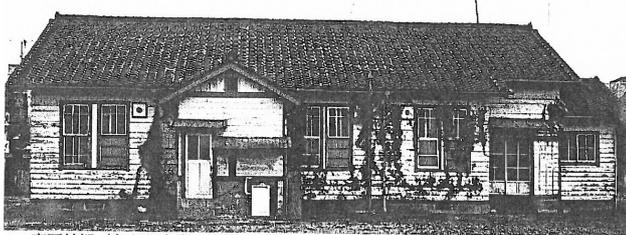
3 南西面外観（左玄関ポーチ）



— 延焼のおそれのある部分

国際研究交流プラザ(仮称)

配置図



1 東面外観（左から寝室・浴室・子供部屋・書斎・使用人部屋・物置）

2. 事例の概要

名称／所在地／特定行政庁	九州大学西新外国人宿舎第3号棟（現 西新プラザ 産学交流棟） ／福岡県福岡市／福岡市	
建築基準法適用除外の根拠／推定年	福岡市文化財保護条例／平成12年	
文化財等の指定状況	福岡市有形文化財（福岡市文化財保護条例）	
建築年	1927年（昭和2年）	
工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更	
具体的に実施した工事内容	床および壁の下地・内装の改修工事の中で構造用合板や土台に火打ち材を入れる等の措置を行った。	
建物概要	従前	従後
主要用途	住宅	資料室、展示室等
構造／階数／建物高さ	木造／地上1階／6.8m	同左
敷地面積	2336.87 m ²	同左
建築面積／延床面積	148.76 m ² ／148.76 m ²	同左
用途地域等	市街化区域／第一種中高層住居専用地域／法第22条区域	
立地環境等	福岡市の副都心である西新において、樋井川沿いに位置する。 周辺には小学校や高校、大学などの文教施設が多く所在する。	

3. 活用方法

保存活用方針	木造建築の外観を損なわない現状での保存活用。
活用方法	保存建物関係資料の資料室・展示コーナー、談話室として利用。 また、産学連携の交流室としても活用し、一般市民にも開放している。
開館時間、職員配置等	一般公開（見学のみ。セミナー等にも使用可であるが利用者を限定） 開館時間：1/5～12/27、9:00～20:00 西新プラザ管理室で利用者管理を行う。管理者である九州大学が定める九州大学西新プラザ規則等に基づいて管理運営を行う。

4. 代替措置

4-1. 安全性確保のための代替措置の内容

①法第24条

抵触内容		代替措置	
抵触内容と本来必要だった工事内容	外壁及び軒裏が防火構造となっていないため、法適合改修が必要	措置内容・目的	<ul style="list-style-type: none"> 火災の未然防止のため、全館禁煙。湯沸器を電磁器具とする。消火器を適正に配置。煙感知器を設置。 延焼防止のため、隣地境界内側に常緑樹を植える。他の敷地内建物は防火構造。
		ソフト対策	-
		結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> 木造洋風建築物としての外観を損なわない。 火災を未然に防止、また、火災の際の延焼を防止することができている。

4-2. 併せて実施したその他の工事、ソフト対策等

地震時等の構造安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦葺き土の除去を行い、軽量化を図る。 火打ち土台、梁および構造用合板を用いて強度の向上を図る。
出火防止	-
火災拡大防止	-
近隣への延焼防止	-
消防活動の円滑性の確保	-
避難安全性の確保	-
その他の配慮事項	-

4-3. 代替措置の内容の担保方法

代替措置の内容の担保方法	対象建築物に現状変更等を行う場合は、教育委員会の許可を求めることにより、現状変更時の代替措置を担保。（福岡市文化財保護条例による）
--------------	---

